

仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付要綱

(令和3年7月21日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年12月22日付障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分）の実施について」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害児者やその家族の生活を支えるために必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とし、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業者
規則第4条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者をいう。
- (2) 助成事業
規則第4条第1項の規定により受けた助成金の交付の決定に係る事業をいう。
- (3) 障害福祉サービス事業所等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく下記の事業所・施設等の総称をいう。
 - ① 通所系サービス事業所
療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
 - ② 短期入所サービス事業所
短期入所
 - ③ 入所・居住系サービス事業所
施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）（以下、「障害者支援施設等」という。）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
 - ④ 訪問系サービス事業所
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
 - ⑤ 相談支援事業所
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 次条に定める事業を行う事業所等を運営する法人であること
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（次項において「申告」という。）を行い（当該申告の義務を有する場合に限る。）、かつ、本市の市税を滞納していないこと

- (3) 暴力団と関係を有していないこと
- 2 市長は、前項第2号に掲げる要件について、助成金の申請者の同意を得た上で、申告及び市税の納税の状況について調査し、確認するものとする。ただし、当該申請者が市税の滞納がないことの証明書(助成金の申請の日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りではない。
- 3 第1項第2号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(助成対象事業及び助成対象事業所等)

第4条 助成金の対象となる事業は、次の各号に定める事業とし、助成対象事業所等は、これらの事業を実施するため、次条に定める経費を支出した市内に所在する当該各号に定める障害福祉サービス事業所等とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

令和3年4月1日以降に、次の①から⑤のいずれかに該当した事業所・施設等

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所(職員に濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)
- ② 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所
- ③ 本市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、別表2に規定する要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設等(①、②の場合を除く。)
- ⑤ ①、③以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員が、居宅で生活している利用者に対し、その居宅等への訪問によってできる限りのサービスを提供した事業所(通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等))に限る。)

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

令和3年4月1日以降に、次の①、②のいずれかに該当した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受け入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所

- ① 第1号の①又は③の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める経費とする。ただし、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、この要綱における助成の対象としないものとする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費として、前条第1号の①から③については次の①

及び④を、前条第1号の④については次の②及び④を、前条第1号の⑤については次の③及び④を、それぞれ助成対象経費とする。

- ① 障害福祉サービス事業所等のサービス継続に必要な費用
(エ及びカ～コについては、代替サービス提供期間の分に限る。)
 - ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - イ 感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用
 - ウ 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費
 - エ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要なとなる車や自転車のリースの費用
 - オ 感染症廃棄物の処理費用
 - カ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
 - キ 代替場所の確保費用（使用料）
 - ク 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
 - ケ 代替場所や利用者宅への旅費
 - コ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）
 - ② 別表2に規定する要件に該当する自費検査費用
 - ③ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用（代替サービス提供期間の分に限る。)
 - サ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要なとなる車や自転車のリースの費用
 - シ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）
 - ス 代替場所の確保費用（使用料）
 - セ 代替場所や利用者宅への旅費
 - ソ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
 - タ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
 - ④ その他市長が認める経費
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
前条第2号については次の①及び②を助成対象経費とする。
 - ① 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用
追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
 - ② その他市長が認める経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表1に定める障害福祉サービス事業所等ごとの基準単価と前条に定める助成対象経費の実支出額のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 1事業所・施設に対し、原則1回まで助成することができるものとする。
- 3 1事業所・施設に対し、第4条第1号及び第2号に定める事業の両方を助成することができるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による助成金の交付の申請は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 別紙1 施設・事業所別個表(交付申請用)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成事業の完了後に当該助成事業について助成金の交付の申請をする場合にあっては、第13条の規定に関わらず、前項の交付の申請と同時に実績報告を行うことができる。
- 3 前項の場合にあっては、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に添付する書類は、次のものとする。
- (1) 別紙2 施設・事業所別個表(実績報告用)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による助成金の交付決定の通知は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金(交付・不交付)決定書(様式第2号)により行うものとする。

(交付の条件等)

第9条 規則第5条第1項第1号の規定による助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容の変更の申請は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付申請変更承認申請書(様式第3号)により、行うものとする。

- 2 規則第5条第1項第2号の規定による助成事業の中止又は廃止の申請は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 第1項又は前項の規定に対する承認は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による取消又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 規則第5条第1項各号に定めるもののほか、助成金の交付の決定の際に付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 助成事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと
 - (2) 助成事業者が助成事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等(共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。)の資金提供を受けてはならないこと
 - (3) 助成事業者は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産を、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るよう努めること

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

とする。

- 2 規則第7条第1項の市長が定める期日は、第8条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日を経過する日までとする。

(事情変更による決定の取消通知)

第11条 市長は、規則第8条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成事業の遂行等の指示)

第12条 市長は、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による指示を行うときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えて、助成事業の完了の日から1月以内に行わなければならない。

- (1) 別紙2 施設・事業所別個表(実績報告用)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定通知)

第14条 市長は、前条の実績報告があった場合には、規則第13条の規定による助成金の額の確定を仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正指示)

第15条 市長は第13条の実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に指示するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指示を行うときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第16条 助成事業者は、第14条の確定通知を受けたときは、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付請求書(様式第9号)を、確定通知を受けた日から10日を経過する日までに市長に提出するものとする。

- 2 第7条第2項の規定に該当する場合又は第17条の規定により概算払いが認められた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第8条の交付の決定の通知を受けた日から10日を経過する日までに同項の規定による交付請求を行うものとする。

(助成金の概算払い)

第 17 条 市長は、必要があると認める場合においては、交付決定額の範囲内において概算払いをすることができる。

(助成金の返還)

第 18 条 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第 19 条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(財産の処分の承認申請)

第 20 条 規則第 20 条第 1 項の承認の申請は、仙台市障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金財産処分承認申請書(様式第 10 号)に次の書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 財産処分の概要書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(立入検査等)

第 21 条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(書類の整備等)

第 22 条 規則第 21 条の 2 の市長の定める期間は、第 14 条の確定通知(第 7 条第 2 項に該当する場合にあっては第 8 条の交付決定通知)を受けた日の属する年度の末日から 10 年を経過する日までとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 2 1 日から実施する。

附 則(令和 3 年 1 1 月 1 7 日改正)

この改正は、令和 3 年 7 月 2 1 日から実施する。

附 則(令和 4 年 8 月 8 日改正)

この改正は、令和 4 年 8 月 8 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。